

4月
診療分から

子ども医療制度拡大のお知らせ 中学生通院の医療費を助成します



問い合わせ 国保年金課 公費医療係(☎内線305・315)

本市では、令和3年4月1日から子ども医療
について、中学生の通院医療費助成を新たに開
始します。

新しい「子ども医療証」提示により、通院医療
費（保険適用分）の窓口負担が月に1千600
円（1医療機関ごと）までとなります。

それに伴い、4月から「子ども医療証」が変わ
ります。

※ひとり親家庭等医療制度および重度障がい
者医療制度の対象者は、そちらの制度が優先
されます。

医療証発行の手続き方法

■「子ども医療証」をお持ちの0歳～中学3年生
改めて申請いただく必要はありません。

3月末に順次新しい「子ども医療証」を送付
します。

3月末までは現在お持ちの「子ども医療証」
をお使いください。

■「子ども医療証」をお持ちでない0歳～中学3年生
対象者には1月上旬に申請書を送付します。

同封の送付文に記載している申請期限までに
申し込みください。

申請後、「子ども医療証」を送付します。

■「重度障がい者医療証」をお持ちの中学生
子ども医療助成制度拡大に併せて、重度障がい
者医療制度も下表の通り変更します。

対象者には、3月末に新しい「重度障がい者
医療証」を送付します。

変更 重度障がい者医療制度

令和3年3月31日診療分までの本人負担額

対象	通院	入院
中学生	500円/月	500円/日 (月20日上限)



令和3年4月1日診療分からの本人負担額

対象	通院	入院
中学生	500円/月	500円/日 (月7日上限)

今回変更分

※調剤薬局での薬代には本人負担はありません。

※県外の保険医療機関などでは、この医療証は
使用できないため、申請により助成額を支給
します。詳しくはお問い合わせください。

拡大 子ども医療制度

健康保険の対象となる医療費の自己負担額相当額のうち
1医療機関ごとに下記の本人負担額を除いた額を助成します。

令和3年3月31日診療分までの本人負担額

対象	通院	入院
3歳未満	無料	無料
3歳以上就学前	600円/月	500円/日 (月7日上限)
小学生	1,200円/月	500円/日 (月7日上限)
中学生	—	500円/日 (月7日上限)



令和3年4月1日診療分からの本人負担額

対象	通院	入院
3歳未満	無料	無料
3歳以上就学前	600円/月	500円/日 (月7日上限)
小学生	1,200円/月	500円/日 (月7日上限)
中学生	1,600円/月	500円/日 (月7日上限)

今回拡大分

※中学生まで調剤薬局での薬代には本人負担はありません。